

令和 7 年 9 月定例会 都市整備委員会説明資料

【第 9 2 号議案】

佐世保市水道条例の一部改正の件

資料目次	1	主旨	2	ページ
	2	改正の概要	2	ページ
	3	施行期日等	2	ページ
	4	新旧対照表	3～8	ページ
	5	資料	9～10	ページ

水道局

第 9 2 号議案 佐世保市水道条例の一部改正の件

1 主旨

本市水道事業においては、高度成長期から集中整備した水道施設の多くが、今後、一斉に更新時期を迎え、更新等の経費の増加が見込まれる一方、人口及び経済の課題などがあり、給水収益は減少する見通しとなっている。

さらに、物価高騰に伴う経費の増加に加え、本市では水源不足のため、配水量の抑制を促す節水型経営を強いられており、収支悪化の要因となっている。

水道事業経営の持続性を確保するためには、老朽施設の更新等を進めていく必要があるものの、事業経営の効率化等の経営努力だけでは財源の確保が困難な状況であり、かかる財源確保を図るため、水道料金を改定するもの。

2 改正の概要

佐世保市水道条例（第 2 3 条第 1 項）の一部改正（改定率 2 7. 5 % 増）

市民や事業者の負担を軽減するため、激変緩和措置として一般会計から繰入れを行い、改定率について、令和 8 年度は 1 0 % 圧縮し 1 7. 5 % 増、令和 9 年度は 5 % 圧縮し 2 2. 5 % 増の改定を行うもの。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 特例措置

① 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの使用水量に係る料金 （激変緩和措置 1 0 % 圧縮 改定率 1 7. 5 % 増）

② 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの使用水量に係る料金 （激変緩和措置 5 % 圧縮 改定率 2 2. 5 % 増）

4 新旧対照表

改正後					改正前				
(料金)					(料金)				
第23条 料金は、1世帯又は1箇所ごとにつき、次の表により算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税（以下これらを「消費税等」という。）を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、消費税等が免除される給水に係る料金は、消費税等を加算しない。					第23条 料金は、1世帯又は1箇所ごとにつき、次の表により算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税（以下これらを「消費税等」という。）を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、消費税等が免除される給水に係る料金は、消費税等を加算しない。				
用途別	基本料金		超過料金 （1立方メートルにつき）		用途別	基本料金		超過料金 （1立方メートルにつき）	
	基本水量	金額	水量	金額		基本水量	金額	水量	金額
一般専用又は共用	10立方メートルまで	<u>1,892円</u>	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	<u>297円</u>	一般専用又は共用	10立方メートルまで	<u>1,484円</u>	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	<u>233円</u>
	ただし、5立方メートルまで	<u>1,102円</u>	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	<u>323円</u>		ただし、5立方メートルまで	<u>864円</u>	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	<u>253円</u>
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>348円</u>				50立方メートルを超え 100立方メートルまで	<u>273円</u>
			100立方メートルを超	<u>385円</u>				100立方メートルを超	<u>302円</u>

改正後						改正前					
				え 200 立 方 メートルま で						え 200 立 方 メートルま で	
				200 立 方メ ートルを超 え 500 立 方 メートルま で	<u>389円</u>					200 立 方メ ートルを超 え 500 立 方 メートルま で	<u>305円</u>
				500 立 方メ ートルを超 え 1,000 立 方メートル まで	<u>394円</u>					500 立 方メ ートルを超 え 1,000 立 方メートル まで	<u>309円</u>
				1,000 立 方 メートルを 超えるもの	<u>398円</u>					1,000 立 方 メートルを 超えるもの	<u>312円</u>
				(略)						(略)	
備考 (略)						備考 (略)					
2 (略)						2 (略)					
附 則						附 則					
1 ～ 8 (略)						1 ～ 8 (略)					
<u>(令和 8 年度における使用水量に係る料金に関する特例措置)</u>											
<u>9 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における使用</u>											
<u>水量に係る料金は、第 23 条第 1 項の表の規定にかかわらず、次の表</u>											
<u>のとおりとする。</u>											

改正後					改正前				
用途別	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)						
	基本水量	金額	水量	金額					
一般専用又は共用	10立方メートルまで	1,744円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	274円					
	ただし、5立方メートルまで	1,015円	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	297円					
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	321円					
			100立方メートルを超え 200立方メートルまで	355円					
			200立方メートルを超え 500立方メートルまで	358円					

改正後					改正前
			<u>500 立 方 メートルを超え 1,000 立 方メートルまで</u>	<u>363円</u>	
			<u>1,000 立 方メートルを超えるもの</u>	<u>367円</u>	
<u>公衆浴場用</u>	<u>100 立 方メートルまで</u>	<u>3,923円</u>	<u>100 立 方メートルを超えるもの</u>	<u>60円</u>	
<u>私設消火栓</u>	<u>演習 1 回（10分間以内）につき</u>	<u>2,935円</u>			
<u>備考</u> <u>1 一般専用又は共用とは、一般家庭、官公署、学校、病院、事業所、工事その他次号に属しない営業に使用するものをいう。</u> <u>2 公衆浴場用とは、公衆浴場に使用するものをいう。</u> <u>3 使用期間の 1 箇月未満は 1 箇月、使用水量の 1 立方メートル未満は 1 立方メートルとみなして算定する。</u> <u>4 1 世帯又は 1 箇所内に 2 個以上のメーターを設置する場合は、各メーターごとに料金を徴収する。</u> <u>（令和 9 年度における使用水量に係る料金に関する特例措置）</u>					
<u>10 令和 9 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までの間における使用水量に係る料金は、第23条第 1 項の表の規定にかかわらず、次の表</u>					

改正後					改正前				
のとおりとする。									
用途別	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)						
	基本水量	金額	水量	金額					
一般専用又は共用	10立方メートルまで	1,818円	10立方メートルを超え	285円					
			20立方メートルまで						
	ただし、5立方メートルまで	1,058円	20立方メートルを超え	310円					
			50立方メートルまで						
			50立方メートルを超え	334円					
			100立方メートルまで						
			100立方メートルを超え	370円					
			200立方メートルまで						
			200立方メートルを超え	374円					
			500立方メートルまで						

改正後						改正前					
				で							
				500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまで	379円						
				1,000 立方メートルを超えるもの	382円						
公衆浴場用	100 立方メートルまで	3,923円		100 立方メートルを超えるもの	60円						
私設消火栓	演習 1 回 (10分間以内)につき	2,935円									
備考											
1 一般専用又は共用とは、一般家庭、官公署、学校、病院、事業所、工事その他次号に属しない営業に使用するものをいう。											
2 公衆浴場用とは、公衆浴場に使用するものをいう。											
3 使用期間の 1 箇月未満は 1 箇月、使用水量の 1 立方メートル未満は 1 立方メートルとみなして算定する。											
4 1 世帯又は 1 箇所内に 2 個以上のメーターを設置する場合は、各メーターごとに料金を徴収する。											

5 資料

(1) 佐世保市水道料金（税抜き）・改定率（案）

[単位：円]

改定年月日 区分		H22.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1
基本料金	0㎥から5㎥まで	864	1,015	1,058	1,102
	6㎥を超え10㎥まで	1,484	1,744	1,818	1,892
超過料金 (1㎥につき)	10㎥を超え20㎥まで	233	274	285	297
	20㎥を超え50㎥まで	253	297	310	323
	50㎥を超え100㎥まで	273	321	334	348
	100㎥を超え200㎥まで	302	355	370	385
	200㎥を超え500㎥まで	305	358	374	389
	500㎥を超え1,000㎥	309	363	379	394
	1,000㎥を超えるもの	312	367	382	398
改定率		19.68%	17.50%	22.50%	27.50%

(2) 1 か月で10m³使用した場合の水道料金（税込み）県内自治体比較表

- ① 口径別料金体系は、水道メーター口径13mmの単価による料金。
 ② 用途別料金体系は、生活用の単価による料金。

高い順	市町名	(円)/10m ³
1位	新上五島町	2,860
2位	小値賀町	2,640
3位	平戸市	2,380
4位	佐世保市(改定率27.5%)	2,081
	佐世保市(改定率22.5%)	1,999
5位	西海市	1,996
6位	東彼杵町	1,950
	佐世保市(改定率17.5%)	1,918
7位	波佐見町	1,870
7位	時津町	1,870
9位	壱岐市	1,840
10位	五島市	1,815
10位	島原市	1,815

高い順	市町名	(円)/10m ³
12位	対馬市	1,760
13位	大村市	1,716
14位	長崎市	1,655
	佐世保市(現行)	1,632
15位	雲仙市	1,610
16位	川棚町	1,540
17位	長与町	1,430
17位	佐々町	1,430
19位	諫早市	1,390
20位	南島原市	1,300
21位	松浦市(松浦地区)	1,149

※ 令和7年9月1日現在の料金。

※ 松浦市は、地区別料金。

※ 水道統計の全国比較で使用される1か月20m³(3~4人世帯)の料金では、改定により、本市は県内7位から2位になります。